

事 務 連 絡
令和4年4月15日

各県立学校長 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加
への対応に関するQ&A

令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について（通知）」に関するQ&Aを作成したので、お知らせします。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・峰岸
電 話：048-830-6963

オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加に係るQ & A

Q1：感染防止対策の徹底強化とはどのようなことか。

A1：現在も続く厳しい感染状況の中、各種大会等が開催される時期であることも踏まえ、部活動における感染拡大防止を図るため、以下について重点的に取り組むこととします。

- (1) 体調不良者等の参加禁止
- (2) 活動場所の換気の徹底
- (3) 感染防止対策なしでの会話・飲食の禁止

なお、公式大会等に参加する部活動は、以下により感染防止対策を徹底します。

- (1) 大会14日前から部員の健康チェック
- (2) 大会14日前から部活動の感染防止対策チェック

Q2：公式大会等の範囲を教えてください。

A2：運動部においては、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、埼玉県特別支援学校体育連盟及び日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する全国大会及びその予選会を対象とします。(下記参照)

- ・全国高等学校総合体育大会
- ・関東高等学校体育大会
- ・全国高等学校選抜大会
- ・関東高等学校選抜大会
- ・関東高等学校体育大会県予選会
- ・学校総合体育大会兼全国高等学校総合体育大会県予選会
- ・県民総合スポーツ大会兼高等学校新人大会(県大会・地区大会)
- ・競技団体が主催し、県高体連が共催する大会(県高校選手権大会)
- ・競技団体が主催する大会(関東選抜大会、全国選抜大会、国民体育大会の県代表を決定する内容のもの)

文化部においては、全国高等学校文化連盟及び各連盟等が主催する大会・コンクール並びにその予選会を対象とします。定期演奏会や発表会等も対象とします。

Q3：公式大会等以外の大会に参加はできないのか。

A3：今回の措置は、公式大会等が部活動の成果を発揮する貴重な場であり、生徒の学びの保障の一環として極めて重要であることを踏まえたものです。厳しい感染状況の中での措置であり、その適用は限定的としています。

Q4：文化部において、定期演奏会や発表会等の実施及び参加について、どのように考えたらよいのか。

A4：定期演奏会や発表会等を実施及び参加については、感染拡大状況を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断してください。また、学校外の会場を使用する場合は、主催者と使用する会場の管理者と十分に協議してください。

Q5：活動停止中や学級閉鎖中に公式大会等へ参加する場合は、教育委員会への報告等が必要か。

A5：参加の可否を協議する場合を除き、報告の必要はありません。

Q6：主催者や相手チームに活動停止中や学級閉鎖中に参加していることを伝える必要はあるのか。

A6：原則として、主催者が定めるところによります。競技の特性によっては、事前に伝えておくことが望ましいと考えられます。伝える際は、陽性者個人の特定がなされないよう十分に配慮するとともに、大会後の健康観察の徹底等について、共有しておくことが重要です。

Q7：活動停止中や学級閉鎖中に公式大会等へ参加する場合は、公共交通機関を使用しない方がいいのか。

A7：基本的に公共交通機関の利用については問題ありません。

Q8：部員の健康チェックや部活動の感染防止対策チェックは記録するのか。

A8：部員の健康チェックや部活動の感染防止対策チェックが確実に実施されていることが参加の可否判断根拠の一つとなることから記録を残してください。

Q9：部員の健康チェックや部活動の感染防止対策チェックは指定様式でなくてもよいのか。

A9：健康チェックについては、競技団体等が指定している様式等を使用してもかまいません。ただし、可能な限り指定様式で求めている項目について確認してください。

Q10：チェックシートは教育委員会に提出するのか。提出する場合は公式大会等の前後のどちらなのか。

A10：チェックシートは、教育委員会に提出する必要はありません。

ただし、感染状況に応じて後日提出を求めることが想定されるため、1か月程度保管してください。

Q11：なぜ14日前なのか、7日前でもよいのか。

A11：単に大会直前の状況を確認するための取組ではありません。これらのチェックシートの活用を通して、生徒自身が自分たちで部活動の継続や大切な公式大会等への参加を守ろうとする意識の向上や主体的な行動を促すための取扱いでもあります。大会の有無に関係なく、自分や仲間の健康を維持していくために活用していくことが大切です。

Q12：通知発出日から公式大会等までに14日間ない場合は、健康チェックシートや部活の感染防止対策チェックシートが14日間分なくてもよいのか。

A12：通知発出日から公式大会等までに14日間ない場合は、14日間分の記録がなくても差し支えありません。

Q13: 活動停止になってしまったら、部員の健康チェックや部活動の感染防止対策チェックはしなくてよいか。

A13: 出席停止となる生徒も含め、活動停止中も健康チェックを継続してください。特に、大会参加を予定している生徒については、発熱や咽頭痛などをはじめとする症状の有無の確認を徹底してください。

部活動の感染防止対策チェックについても、準備を実施する時から再開してください。

Q14: 令和4年4月18日付け教保体第119号通知の記4(2)で濃厚接触者相当の者の範囲が示されているが、令和3年8月30日付け教保体第942-1号通知の記2(2)において示している濃厚接触者相当の者の特定に係る目安を参考にしてもよいか。

A14: マスクを着用しないなど感染防止対策を行わずに会話をしたり、飲食を共にする場面以外にも、感染リスクの高い場面があります。濃厚接触者相当の者と特定する際に、上記通知を参考にすることは差し支えありません。

Q15: 体調不良者等の判断の際、新型コロナウイルス感染症の症状と類似する疾病の可能性も考慮するのか。

A15: 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、周囲の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断してください。

Q16: 同居家族内に陽性者、濃厚接触者（相当を含む。）又は体調不良者がいる生徒は、公式大会等へ参加しない方がよいか。

A16: 同居家族に陽性者及び体調不良者（未診断の発熱・咽頭痛等）がいる場合、当該生徒は出席停止の対象となるため参加できません。

なお、同居家族に無症状の濃厚接触者（相当を含む）がいる場合には、当該生徒に体調不良がなければ参加可能です。

Q17: 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者が、自宅待機開始後4日目・5日目に抗原定性検査キットで陰性であれば、出席停止期間を短縮し、公式大会等に参加してよいか。

A17: 感染症法に基づき、保健所により特定された濃厚接触者は、4日目・5日目に抗原定性検査キットで陰性であれば、短縮が可能です。（現状では、陽性者の同居家族のみ）
学校保健安全法に基づき、学校により特定された濃厚接触者相当の者は、4日目・5日目の抗原定性検査キットによる期間短縮の対象としていません。

Q18: 令和4年4月18日付け教保体第119号通知の記7において、「公式大会等への参加は、そのための準備を含む。」とあるが、「そのための準備」とは何か。

A18: 事故・怪我の防止のための必要最小限の調整としては、体力の保持・体調管理のための必要最小限の練習等を想定しています。大会参加のために必要不可欠な事前準備としては、大会参加のための打ち合わせや必要な物品の準備等を想定しており、この場合については、マスクの着用等の感染防止対策を徹底して実施してください。

**Q19 : 活動停止後 3 日目から大会参加に向けた準備を行えることとされているが、3 日目が
公式大会等の当日の場合は、大会参加に向けた準備は 1 日もできないのか。**

A19 : 原則として実施できません。

なお、必要に応じて個別に相談をいただくようお願いします。

Q20 : 運用開始日に公式大会等がある場合、参加できるか。

A20 : 公式大会等の前 2 日間の部員全員の健康状態を確認するとともに、濃厚接触者相当の者及び体調不良者等を特定することができる場合は参加できます。